

第14号議案 令和8年度愛知県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度愛知県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 給水対象 瀬戸市始め31市7町1広域事務組合3企業団

2 年間総給水量 423,000,000m³

3 一日平均給水量 1,158,904m³

4 主要な建設改良事業

(1) 水源建設事業	矢作川総合第2期事業費負担金	事業費	3,643,160千円
(2) 浄水場関係建設事業	尾張西部浄水場、上野浄水場及び豊橋南部浄水場関係建設工事	事業費	4,847,045千円
(3) 施設改良事業		事業費	14,097,857千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	37,898,558千円
第1項 営業	収	益	34,250,849千円
第2項 営業外	収	益	3,647,709千円
	支	出	
第1款 事業	費	用	36,416,966千円
第1項 営業	費	用	32,410,753千円
第2項 営業外	費	用	4,003,213千円

第3項 予 備 費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16,848,042千円は、過年度分留保資金で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	16,300,136千円
第1項 企業債	10,602,000千円
第2項 国庫支出金	879,053千円
第3項 工事負担金	113,811千円
第4項 他会計出資金	4,357,941千円
第5項 雑収入	347,331千円

支 出

第1款 資本的支出	33,148,178千円
第1項 建設改良費	22,803,539千円
第2項 建設利息	170,931千円
第3項 償還金	10,168,708千円
第4項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
豊川浄水場始め5施設計装設備改良維持事業契約	令和8年度から 令和33年度まで	4,666,000千円に契約期間中の物価及び金利の変動による影響額を加減して算出した額
犬山浄水場始め2浄水場運転管理業務委託	令和9年度から 令和12年度まで	137,239千円に契約期間中の物価及び金利の変動による影響額を加減して算出した額
高蔵寺浄水場運転管理業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	58,557千円に契約期間中の物価及び金利の変動による影響額を加減して算出した額
幸田浄水場運転管理業務委託	令和9年度から 令和10年度まで	35,072千円に契約期間中の物価及び金利の変動による影響額を加減して算出した額
筏川取水場始め8施設維持管理業務委託	令和8年度から 令和13年度まで	435,520千円に契約期間中の物価及び金利の変動による影響額を加減して算出した額
第2津島幹線送水管布設工事	令和9年度	430,000千円

第2犬山幹線電気防食設備設置工事	令和9年度	88,003千円
豊田第4供給点建設工事	令和8年度から 令和9年度まで	275,000千円
名港導水路移設工事	令和9年度	110,000千円
犬山浄水場始め3浄水場構造物耐震補強工事	令和8年度から 令和10年度まで	1,624,233千円
犬山浄水場始め3浄水場薬品注入設備改良工事	令和8年度から 令和10年度まで	1,834,924千円
津島幹線電気防食設備改良工事	令和9年度	40,108千円
海部南部線送水管布設工事	令和9年度から 令和11年度まで	375,000千円
蟹江線送水管布設工事	令和9年度	179,000千円
七宝線送水管布設工事	令和9年度	169,000千円
木曾川幹線送水管布設工事	令和9年度	100,088千円
祖父江線送水管布設工事	令和9年度	30,000千円
尾張東部浄水場始め2浄水場ポンプ設備改良工事	令和8年度から 令和10年度まで	1,097,817千円
尾張東部浄水場始め2浄水場配管改良工事	令和9年度	146,467千円
武豊線送水管布設工事	令和9年度から 令和10年度まで	287,678千円
南知多線送水管布設工事	令和9年度	245,473千円

豊明線送水管布設工事	令和9年度	92,892千円
豊田浄水場電気設備改良工事	令和9年度から 令和10年度まで	610,000千円
高浜第1分水管送水管布設工事	令和9年度から 令和11年度まで	2,399,246千円
高浜線送水管移設工事	令和9年度から 令和10年度まで	511,170千円
豊橋南部浄水場始め2浄水場計装設備改良工事	令和9年度	160,505千円
小坂井線電動弁改良工事	令和9年度	27,360千円
渥美線送水管布設工事	令和8年度から 令和10年度まで	983,007千円
音羽線送水管布設工事	令和8年度から 令和10年度まで	143,000千円
犬山浄水場始め3浄水場構造物耐震補強調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	130,215千円
尾西線送水管路調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	25,500千円
尾張東部浄水場始め3浄水場機械設備調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	70,650千円
高蔵寺長久手線送水管路調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	130,700千円
高浜線送水管路調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	118,982千円
南知多線送水管路調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	37,268千円
幸田浄水場電気設備調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	88,403千円

岡崎線送水管路調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	35,251千円
蒲郡小坂井連絡線送水管路調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	39,400千円
広域送水監視制御システム改良調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	67,883千円
施設整備計画策定支援業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	93,365千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 建設事業費、施設費及び固定資産購入費
- 2 限度額 10,602,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行
- 4 利率 9.0%以内
- 5 償還の方法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 2,840,869千円

2 交際費 74千円

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息、企業債利息及び一般会計借入金利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、157,094千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,520,000千円と定める。

令和8年2月18日提出

愛知県知事 大村秀章

第 15 号 議 案 令和 8 年度愛知県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度愛知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 給水事業所数 374か所
- 2 年間総給水量 444,643,128m³
- 3 一日平均給水量 1,218,201m³
- 4 主要な建設改良事業

(1) 豊川用水 2 期 関 連 事 業	豊川用水 2 期事業費負担金	事業費	256,988千円
(2) 施 設 改 良 事 業		事業費	9,791,989千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 事 業	収 益		15,732,588千円
第 1 項 営 業	収 益		14,221,297千円
第 2 項 営 業 外	収 益		1,511,291千円
	支	出	
第 1 款 事 業	費		14,547,701千円
第 1 項 営 業	費 用		13,777,591千円
第 2 項 営 業 外	費 用		767,110千円
第 3 項 予 備	費		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,313,143千円は、当年度分損益勘定留保資金1,919,910千円、過年度分留保資金5,335,233千円、減債積立金2,058,000千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	5,398,312千円
第1項	企業債	3,659,000千円
第2項	国庫支出金	292,900千円
第3項	工事負担金	140,643千円
第4項	受託事業収入	32,292千円
第5項	他会計出資金	976,598千円
第6項	他会計借入金	85,921千円
第7項	雑収入	210,958千円
支 出		
第1款	資本的支出	14,711,455千円
第1項	建設改良費	10,541,761千円
第2項	償還金	4,164,694千円
第3項	予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
豊川浄水場始め5施設計装設備改良維持事業契約	令和8年度から 令和33年度まで	1,252,000千円に契約期間中の物価及び金利の変動による影響額を加減して算出した額
上野浄水場運転管理業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	17,253千円に契約期間中の物価及び金利の変動による影響額を加減して算出した額
安城浄水場運転管理業務委託	令和9年度から 令和10年度まで	34,422千円に契約期間中の物価及び金利の変動による影響額を加減して算出した額
蒲郡浄水場始め6施設維持管理業務委託	令和8年度から 令和13年度まで	69,250千円に契約期間中の物価及び金利の変動による影響額を加減して算出した額
三 弥 線 配 水 管 布 設 工 事	令和9年度	19,160千円
貞 宝 線 配 水 管 移 設 工 事	令和9年度	32,900千円
安城浄水場沈澱池機械設備改良工事	令和9年度から 令和12年度まで	2,642,256千円

安城浄水場電気設備改良工事	令和8年度から 令和10年度まで	882,671千円
幸田長嶺ポンプ場自家発電設備改良工事	令和9年度	75,504千円
安城東線配水管移設工事	令和9年度	126,368千円
三好幹線配水管布設工事	令和9年度から 令和10年度まで	334,067千円
第2北部幹線配水管布設工事	令和9年度	651,366千円
第2衣浦幹線配水管布設工事	令和9年度から 令和10年度まで	1,862,711千円
吉良友国ポンプ場自家発電機室改良工事	令和8年度から 令和9年度まで	173,500千円
豊橋南部浄水場始め2浄水場計装設備改良工事	令和9年度	35,965千円
豊橋臨海5号支線配水管布設工事	令和8年度から 令和10年度まで	422,382千円
尾張東部浄水場薬品注入設備改良調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	34,000千円
尾張東部浄水場配管改良調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	37,389千円
三好幹線配水管改良調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	77,200千円
安城浄水場沈澱池機械設備改良調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	15,676千円
二川幹線電気防食設備改良調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	26,400千円
中原線配水管改良調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	33,638千円

広域送水監視制御システム改良調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	6,714千円
施設整備計画策定支援業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	53,357千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 豊川用水2期関連事業費及び施設費
- 2 限度額 3,659,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行
- 4 利率 9.0%以内
- 5 償還の方法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1 職員給与費 887,428千円

2 交 際 費 74千円

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息及び企業債利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、128,871千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、326,000千円と定める。

令和8年2月18日提出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第16号議案

令和8年度愛知県用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度愛知県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 売却宅地	176,500㎡
2 買収宅地	2,033,500㎡
3 宅地造成	40,300㎡

三河港

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事業	収益		8,394,290千円
第1項	営業	収益		8,169,439千円
第2項	営業外	収益		224,851千円
		支	出	
第1款	事業	費用		6,630,733千円
第1項	営業	費用		6,356,477千円
第2項	営業外	費用		271,256千円
第3項	予備	費用		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,991,702千円は、過年度分留保

資金で補てんするものとする。)

	収 入	
第1款 資本的 収 入		32,353,402千円
第1項 企 業 債		8,692,000千円
第2項 宅 地 売 却 前 受 金		23,600,592千円
第3項 受 託 事 業 収 入		60,808千円
第4項 雑 収 入		2千円
	支 出	
第1款 資本的 支 出		37,345,104千円
第1項 宅 地 造 成 費		36,920,069千円
第2項 建 設 利 息		420,035千円
第3項 予 備 費		5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
日進東部地区調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	81,000千円
弥富市南部地区調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	53,000千円
幸田町北部地区調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	66,000千円
豊田貞宝次世代産業地区調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	420,000千円

安城北山崎地区造成工事	令和9年度から 令和11年度まで	810,400千円
愛西佐屋地区造成工事	令和9年度から 令和11年度まで	2,165,965千円
豊川白鳥地区造成工事	令和9年度から 令和11年度まで	1,245,000千円
半田石塚地区造成工事	令和9年度から 令和12年度まで	1,754,000千円
刈谷依佐美（2期）地区造成工事	令和8年度から 令和14年度まで	5,023,000千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 用地造成事業費
- 2 限度額 8,692,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行
- 4 利率 9.0%以内
- 5 償還の方法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、4,400,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 1,090,991千円

2 交際費 74千円

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	名称	数量
土地	工業用地	2,034,000㎡

2 処分する資産

種類	名称	数量	処分の態様
土地	工業用地	108,000㎡	売却
建物その他の工作物	公共用施設	5か所	譲与

令和8年2月18日提出

愛知県知事 大村秀章